

# 国際課税委員会

## 国際課税委員会（第3回）の概要

1月16日、経団連会館にて第3回の『国際課税委員会』が開催されました。今回は、「タックスヘイブン対策税制の現状と課題」と題して、林委員ならびに細田委員から以下の報告をいただきました（林委員は欠席、細田委員がかわりに報告）。

（林委員）

### 1 タックスヘイブン対策税制の問題点

いわゆるタックスヘイブン（所得に対して課される税の負担がわが国における税の負担に比して著しく低い国又は地域）に所在し、内国法人等により50%超を直接・間接に保有されている特定外国子会社については、保有する内国法人の保有対応分を合算して課税する制度であるCFC税制があるが、その適用除外基準については、いろいろ問題がある。

日本のCFCについては、海外においてもその適用のリスクが高いことがよく認知されており、一般的印象としては、世界に冠たる厳しい適用となっているのではないかとと思われる。特に、租税回避を意図していない本来の事業目的に基づくグループストラクチャ（持株会社、地域統括会社等）、グループ再編、国際調達拠点、グループ金融拠点の設立と運営において、日本のCFCが阻害要因となるケースが多い。

具体的に、シンガポール持株会社を巡る課税問題と、海外子会社の再編を巡る課税問題の2つを取り上げてみたい。

### 2、シンガポール持株会社を巡る課税問題

シンガポールはアジア地域の投資拠点として、事業上の観点から、持株会社ないし地域統括本部を設ける実際の意義があるが、シンガポールの法人税率は20%まで軽減されたため、純粹持株会社であれば、おのずとCFCの対象になる。特に、03年の税制改正により、最高税率が15%以上のシンガポール国外の投資先から、シンガポール法人が受ける配当については、免税となり（Singapore Income Tax Act Section13（8））かつ、オランダの資本参加免除と相違して出資比率の要件が無いために、この配当免除方式に従うとすれば、日本のCFCの対象になると理解せざるを得ない。

一方、その「免税」の要件の一つに、“the Comptroller is satisfied that the tax exemption would be beneficial to the person resident in Singapore”という規定がある（Section13（9））。この規定の意味するところは、シンガポールの国外所得の課税上、原則はやはり外税控除であるが、Exemptionが納税者にとってbeneficialである場合に限り、それを当局が認めるという規定ぶりになっている。この規定は、日本のCFCを念頭において設けられたものであり、免税になれば、日本のCFC対象となるため、原則

日本企業の子会社には、この「免税」方式を認めずに、原則の外税控除とすることにより、日本のCFCの対象にならないように配慮されている、とのことである。しかしながら、実際に、この規定がそのような配慮の下に設けられたものであるのかどうか、われわれとしては確認できていない。さらに、外税控除方式の場合には、CFCの対象にならないのか、という疑問は残る。このことについては、過去にも専門誌「国際税務」などでも議論されているが明確な解答は得られていない。措令39の14における実効税率が25%以下であること、という要件について、その算定に持株会社の傘下にある、事業法人で25%を超える法人税率での税引き後所得をシンガポールに配当した場合にでも、シンガポールが20%以下であるということをもって、やはり対象になるとの解釈もある。もしシンガポールが無税の国であれば、たとえ他の国で納付した法人税を合算した結果、当該法人としての実効税率が25%以上となっても、そもそも無税国に所在する、という要件にあたり、やはりCFCの対象になると理解される。ただ、シンガポールは無税国ではなく、その傘下の実業を営む国外法人が25%以上の法人税負担をしている場合に、シンガポールに配当し、所得を留保したとたんに、CFCの対象になると解するのは理不尽であると考える。

先の「免税」認可要件を満たさなければ、原則の外税控除方式適用という規定も、日本の課税上、その場合にはCFCの対象にならないということが前提になるが、その点がいまだに不明瞭である。

### 3、海外子会社の再編を巡る課税問題

日本の会社がある事業部を分社型分割で独立させる場合に、当該事業部に属する海外子会社が、もし香港事業持株会社の傘下にあったとし、かつ、その子会社を分社新設法人の直接の子会社とする、という再編を企画したとする。その場合、国内同士であれば分割型分割により、それが税制適格であれば、そのような再編も課税を伴うことなく可能であるが、香港法人事業持株会社の傘下であれば、同香港法人は、その子会社株式を日本の新設法人に譲渡するしかない。この場合、香港税制上、いかに当該子会社が含み益を有しようとも簿価での譲渡が認められ、あるいは時価譲渡した場合でもキャピタルゲインとして非課税となるため、日本のCFCの問題を惹起する。キャピタルゲインを実現させれば、日本のCFCの対象となることもやむをえない面もあるが、簿価譲渡が認められている場合に、それを実行した場合、果たしてCFCの面からのチャレンジを受けないのかどうか、今だに不透明である。

…（以下、省略）

報告の内容及び資料等につきましては、会員限定メールマガジン「日本租税総合研究所 ありべき税制に関する委員会・国際課税委員会レポート」で紹介されております。